

別紙

個 10

受付	平成 30 年 2 月 27 日 午前・午後 10 時 13 分
----	-------------------------------------

一般質問（代表・個人）通告書

平成 30 年 2 月 27 日

尾張旭市議会議長 殿

氏名 花井 守行

尾張旭市議会会議規則第 50 条第 1 項の規定により 月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 2 件

2 質問方法

	1 回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項（大項目）ごとに一問一答
○	1 回目から 質問事項（大項目）ごとに一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



質問事項 No. 1		しょうがい者の目線での改修工事や新規建築物について
要旨	<p>来年度も学校の大規模改修や、新規事業、また新規建築物や改修工事など、さまざまな建築工事が予定されていますが、それらは、しょうがいのある方々にとっても使いやすい、つまり、全ての方々に使いやすいように、計画や設計がされているか、以下の項目においてお伺いします。</p> <p>(1) ショウガイ者参加の計画、設計について</p> <p>(2) ユニバーサルデザインについて 部分的なバリアフリーではなく、玄関から目的場所など、動線なども考えられているか。</p> <p>(3) 学校の改修事業について ショウガイのある児童生徒が通えるようになることは、もちろんのこと、避難所や、一般の方々も利用することも考えた改修となるか。</p> <p>(4) 当市の考え方について</p>	
備考	<p>1 要旨は具体的かつ明確に記載すること。</p> <p>2 数値の答弁を求める場合は、要旨に必ず記載すること。</p> <p>3 質問項目に補足等があれば、適宜、要旨欄に記載する。ただし、補足等の記載を質問原稿に加えることができる。</p>	

質問事項		しょうがいのある児童、生徒の拠点校の専門性について	
No. 2			
要旨	<p>当市は、身体にしょうがいのある児童、生徒に対しては、住み慣れた地域での学校へ通う仕組みではなく、東栄小学校と東中学校に拠点校を設置し、ここへ通うことを勧めていますが、その拠点校のしょうがいに対する専門性についてお伺いします。</p> <p>(1) 現状について 生徒数としょうがいの種別等について。</p> <p>(2) ジョウガイのある生徒の個別支援計画の作成について 最大の援助者である家族の方をパートナーとして尊重し、一緒となって作成しているか？</p> <p>(3) 特別支援コーディネーターについて ア コンサルテーションの機能について コンサルテーションの機能として働いているか。 イ アセスメントの視点、生徒の実態の把握について アセスメントの視点、生徒の実態をどのように把握し、その結果をどのような支援へと結びつけているか。</p> <p>(4) スクールソポーター、介助員の専門性について 選任の方法や基準と専門性について。</p> <p>(5) 一人一人違う、じょうがいに対する教師の理解度について じょうがいのある児童、生徒に対する理解は、どのように養われますか。</p> <p>(6) 今後の方針について 「じょうがい」について学ぶ機会や専門家の指導や家族からの聞き取り等を増やす予定は。</p>		
	備考	1 要旨は具体的かつ明確に記載すること。	
		2 数値の答弁を求める場合は、要旨に必ず記載すること。	
		3 質問事項に補足等があれば、適宜、要旨欄に記載する。ただし、補足等の記載を質問原稿に加えることができる。	